

告 示

埼玉県告示第百二十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和七年二月二十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

トーキョーメンキ株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市南区白幡六丁目十九番十六号

ハ 代表者の氏名

築地 和彦

ニ 許可番号

なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和七年三月十日から同年三月十四日までの五日間

四 処分の原因となった事実

トーキョーメンキ株式会社は、令和三年十二月から令和六年五月までの間に受注した民間工事の機械器具設置工事について、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第二号に該当する。